

春秋会の皆様へ

## 意見書

2024年7月19日

河野 豊（49期）

### 第1 経歴

#### 1 高校卒業まで（～1981年）

私は東大阪市の西部にある河内永和駅近辺で育ちました。自営業者の父と専業主婦の母に育てられました。

高度経済成長期がありましたので、零細企業の経営者でも景気の良い時がありましたが、概ね景気が悪かったように思います。食べる物に困ると言うことはありませんでしたが、贅沢なことはできず、欲しい物も大抵は我慢し、高校生になってからはアルバイトをして入手するといった生活実態でした。それでも、それなりに楽しい少年・青年時代を過ごしました。

小・中は東大阪市長、高は大阪府立、大は大阪市立と、全て大阪の公立学校に通学しました。貧富、善悪、それぞれ幅広い友達に恵まれ、多様な友人関係を築く中で人格形成がなされたので、それなりに強かに生きてきたと思います。

当時の地元は日本一ひったくりの多い町と言われるほど治安が悪く、中学生・高校生の時に1人で繁華街を歩くには勇気が必要でした。そんなこともあって、高校生になってからは主として原付バイクで移動していました。

#### 2 大学時代（～1986年）

私が自我に目覚めたのは大学時代でした。

学費と食事は親にみてもらいましたが、それ以外に必要な物はアルバイト収入で賄っていました。アルバイトは、家庭教師、塾講師、建築事務所での電話対応、飲料の配送補助、街頭でのビラ配り、建築工事現場での人夫仕事など、様々な職種を経験しました。

大学に入ってから、授業にはほとんど出席しませんでした。毎日、新聞を読む

ようになり、歴史小説や文学作品、自然科学、哲学、経済など、片っ端から読むようになって、友人と議論するようにもなりました。専ら、授業で教わること以外のことに興味関心が広がった時期でした。

その中で、西欧革命を担った「近代市民」という概念に憧れました。私が観念する「近代市民」とは、端的に言うと「自分の生き方を自分で決定する人間」、「自分で決定するために必要な資産と教養を具えている人間」で、正に民法が想定する人間像です。自分はあらゆる権威から逃れた自由人になりたい、これが、私の自我であると確信しました。このような人間が社会の隅々に存在すれば、根本的に間違った政策を政府が強行することはできません。それで「資産」と「教養」を具えるのに適した職業の1つが弁護士であると考えました。弁護士になれば、仕事自体から資産と教養を得ることができる上に、力を付ければ、信念にそぐわない仕事を断ることもできると、そう考えました。

### 3 司法試験合格まで(～1994年)

私が司法試験の受験を始めたのは大学を卒業してからです。

司法試験の勉強を始めるために、アルバイトの職種を肉体労働から知的労働へ、また、できるだけ時給の良いものへと変えていきました。家庭教師から塾講師へ、最後は専門学校での講師(宅建試験と公務員試験)へと変えることで、勉強時間を確保しながらも生活費と教材費等を賄うことができました。

その間、正社員にならないかと勧められることもしばしばありましたが、それは断り、細々と受験勉強を続けました。そのうち、親しい先輩や同級生が司法試験に合格し、自分も司法試験合格が近いものだと感じられて集中的に勉強するようになった時に、通算8回目の受験で合格することができました。

### 4 司法試験合格後(～1997年)

合格後は合格者関西の会(正確な名称を忘れました)の活動に積極的に参加し、修習生になった後にはクラス連絡委員の代表を務め、小中高大学時代と同じく、多様な方といろいろな活動をともにしました。この経験が、力のある弁護士になるため

に有用だと考えたこともその動機の1つです。

弁護修習では、法曹同志会の大川哲次先生の下で研鑽を積みました。大川先生は、具体的な事件の解決だけでなく、公的私的にも非常に精力的な活動を繰り広げて、広い人脈を築き、社会の中で厚い信頼を受けておられたので、あるべき弁護士像のひとつを見出しました。何よりも楽しそうに生きておられるのが印象的でした。

## 第2 弁護士としての活動(1997年～)

### 1 担当事件

私が所属した大阪法律事務所は、担当する地域(東大阪市・八尾市・柏原市・大阪市生野区・天王寺区)にある諸団体から紹介される事件を受任するのが基本です。それ以外にも、弁護士会や各種団体、研究会、弁護団からお誘いを受けて、積極的に事件を受任していきました。

駆け出しの頃は消費者金融業者が猛威を振るっていて、その被害者がマチ金や商工ローン、闇金にまで手を出さざるを得ない状況が広がっていました。当事務所でも、相談担当になった日には1日に10人ほどの多重債務者から相談を受け、そのうち3～5件の受任をするといった日常でした。消費者金融者と怒鳴り合い、多重債務者の実情を理解しない裁判官とも喧嘩ばかりする毎日でした。

そんな日常の中で、自分のライフワークとしようと考えた活動が2つあります。一つはホームレスの救済活動、もう一つは政治腐敗の浄化活動です。

当時の日本は先進国の中でも裕福な国でした。それなのに、特に大阪の街中ではホームレス(ここではホームレス状態の人を指します。)が溢れていました。親しかった弁護士からホームレス救済活動に誘われて、夜回り等に参加して当事者から事情を聞いて回りました。多くの方は、高度経済成長期に日雇い仕事をするために大阪まで来て働いていたところ、景気が悪くなったために真っ先に切り捨てられた人達でした。そしてホームレスになった経緯の多くは、消費者金融業者の取立てから逃れるためとのことでした。

他方で、政権与党と癒着した企業や業界は、献金やパーティー代金を支払うのと

引き換えに、自らの利益に直結する政策や補助金受給を実現させていました。この税負担・配分の不公正な構造によって、政権と癒着する者だけが莫大な利益を不正に得る社会が出来上がり、その結果として、一般の方の中から多数のホームレスが生まれ、遂には路上で亡くなっていたのです。

これを防ぐためには、ホームレスを直接救済する活動をするだけでは足りず、政治腐敗を一掃する必要があると考えました。そして、ホームレスを中心とした人権救済活動と、企業献金禁止を中心とした政治腐敗一掃活動を両輪として、自分の活動分野としました。具体的には、ホームレスへの生活保護の適正化（居宅保護）訴訟や、地元東大阪市の談合等の住民訴訟、企業献金禁止株主代表訴訟などです。

人権救済活動は司法になじむこともあって、相当の成果を得ることができましたが、政治腐敗浄化活動は、基本的には政治課題なので、司法によって劇的に成果を得ることはありませんでした。政界が行なった「政治改革」は、企業献金を禁止しなかつただけでなく、新たに政党助成金制度を創出することによって焼け太る結果となりました。

その後、いずれの活動も若い方が熱心に取り組んでくれるようになったので、最近はあまりかかわっていませんが、私の弁護士活動の根本はこの2つにあります。

## 2 法律家団体での活動

法律家団体のうち、熱心に取り組んだのは青年法律家協会と八青会(はっせいかい、弁護士、司法書士、税理士など8士業の若手の集まり)、自由法曹団です。青年法律家協会は大阪支部支部長まで務めました。八青会では、阪神大震災の被災地への支援活動や高知県中村市など司法過疎地域での法律相談活動に取り組みました。自由法曹団は大阪支部のイチ事務局を務めました。

それぞれ、多様な方々と交流することで広く人間としての成長を得られ、また、組織活動を担う中での苦勞と喜びを感じることができました。

## 3 春秋会での活動

所属した大阪法律事務所の構成員は全て春秋会に加入していましたので、自然の

流れとして私も春秋会に加入しました。

春秋会は、かつて会長選挙などにあった弁護士会の弊風を刷新し、公正明朗な役員選挙の実施をめざして結成された政策集団だと聞き、ここに入会して良かったと思いました。

それで、若手の頃は、政策委員会に所属して政策集の作成に携わりました。当時の春秋会は、弁護士会の幅広い活動について会内で議論し、毎年大部の政策集を作成しており、政策委員会の主たる任務は、その原稿の集約と編集でした。各分野で先進的な活動を担っている先輩方がたくさんいらっしゃるので誇りを感じながらも、その作業に駆けずり回った、やや辛い記憶があります。

その後、2008年度の斎藤ともよ執行部、2012年度の丹羽雅雄執行部の一員（常任幹事・副幹事長）として、いずれも総務（会計を含む）を担当しました。自由闊達に意見が戦わされる風通しの良い春秋会での活動を通じて、弁護士会の組織運営を担う苦勞を知りました。

ただ、当時は、「司法改革」のうち弁護士大增員などの問題で大激論が交わされましたが、会派内で意見がまとまることはなく、疲弊して終わった印象があります。

### 第3 弁護士会での活動

#### 1 所属委員会

弁護士会では、人権擁護委員会のほか、受任件数が圧倒的に多かった多重債務問題を中心に消費者被害救済の方法を学ぶために消費者保護委員会に、また、同じく相当数の受任をしていた交通事故の裁判実務を学ぶために交通事故委員会に、それぞれ所属しました。

#### 2 人権擁護委員会

人権擁護委員会での活動は自分のライフワークの一つであったので、そこでの活動を重点にしました。その中でも、当初はホームレスの救済活動が中心となりましたが、それが弁護士会の活動として軌道に乗った後は、人権救済申立事件への取り組みが中心となりました。

当時は、人権救済申立件数が多数あったのに対し、その管理は事務局任せで、一年任期の人権擁護委員長間の引継ぎが十分にできなかったこともあって、申立事件の滞留が凄まじいものとなっていました。

そこで、当時の歴代委員長が集まり、事件滞留を生じさせない方法を思案しました。まずは滞留事件を把握し、滞留の原因を突き止める研究をしました。その結果、申立事件数とその内容の把握、調査方法の助言を含めた事件進行の管理、調査終了後の執行の補助（執行文の修文や理事との折衝など）を担う機関として人権救済調査室の創設を提案し、当時の執行部に実現していただきました。

そして、人権擁護委員会委員長を務めた後に、2年任期で3代目の人権救済調査室長を務めました。この頃には、継続している人権救済申立事件の件数と内容を人権救済調査室が把握できるようになり、事件管理も相当うまくいくようになっていきました。

人権救済調査室長を退任した後、人権救済申立件数が際立って多い刑事施設のうち、大阪刑務所の視察委員を2年間務めました。ここでは、訴訟や人権調査とは異なり、当局との間で比較的和やかに視察や意見交換を行ない、通達などで規制の無い分野については処遇内容を相当に改善してもらいました。

#### 第4 大阪弁護士会副会長になろうと考えた動機と抱負

##### 1 委員会活動の反映

人権擁護委員会での活動を通じて、弁護士会の意見が社会に与える影響を知りました。社会は弁護士ないし弁護士会に一目置いており、社会に生じる種々の課題について弁護士会の意見を期待しています。その期待に応えるためには、基本的な事実認識や法解釈を間違えることはあってはならず、人権調査においては、その2点を最大限重視してきました。

他方、理事者によって人権救済活動に対する理解が異なり、委員会がいくら頑張っても執行に至らないケースを散見しました。事実認定と法解釈は徹底しても、最後の価値判断で通らないわけです。人権救済でなくとも、種々の意見書を執行する

についても、理事者の判断に左右されることがあると聞き及んでいます。

私は、理事者の任務が、各委員会の意見、事務職員の負担、予算など、弁護士会全体の調整を図ることであることは前提としても、委員会が議論と調整を重ねて導き出した判断を最大限尊重する理事者になりたいと考えました。

## 2 会員の誇り

私が目指した弁護士像は、「自分の生き方を自分で決定する人間」であり、「自分で決定するために必要な資産と教養を具えている人間」です。そうであるからこそ、社会が弁護士を信頼してくれるのです。

全ての弁護士がこのような人間であれるように、また自らを誇れるように、弁護士収入の確保と研修の充実を図りたいと思います。

例えば、本来、弁護士の収入になる筈の収益が非弁活動や広告費用へと流出することを防いだり、法律実務だけでなく広く一般教養の研修を充実させたりすることを考えています。

## 3 特に平和への願い

憲法と平和の問題は政治課題ではなく、人権課題だと考えています。

政府が戦争を起こすためには、戦争を嫌がる国民の人権を圧倒的に侵害する必要があるので、人権救済こそが戦争を防止する手段です。憲法が保障する人権を、弁護士会は何が何でも守らなければいけないと考えます。弁護士自治も、このために存在しています。

人権制約が許される範囲については人によって考えが異なるでしょうが、弁護士会が行なう活動の基本に人権保障の理念を貫く必要があります、このことは片時も忘れないようにしようと思います。

## 4 結語

私は、この数か月、常議員会、財務委員会、修習委員会、公益活動推進委員会などで、弁護士会の運営の根幹を学んでおり、対外的な関係を含めて弁護士会活動全体の調整を図ることの難しさを感じております。

その中で、弁護士会員はもちろんのこと、事務職員等を含めて全ての弁護士関係者が生き生きと仕事ができるような環境をつくるべく、微力ながら尽力させていただくために大阪弁護士会副会長に立候補しようと考えました。

春秋会の推薦をくださるよう、お願いいたします。

以上